

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）</p> <p>5-12 開示府令第二号様式記載上の注意(25)のaの規定により最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移を記載する場合には、連結財務諸表が作成されている連結会計年度について記載するものとする。また、同様式記載上の注意(25)のa及びbの規定により連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書上の指標を記載する場合には、連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書が作成されている連結会計年度又は事業年度について記載するものとする。開示府令第二号の四様式から第二号の七様式までの「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。ただし、第二号の六様式の「統合財務情報」については、同様式記載上の注意により記載しなければならないことに留意する。</p> <p>5-12-2 開示府令第二号様式記載上の注意(25)の規定による最近5連結会計年度及び最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移の記載において、<u>連結財務諸表規則第2条第43号及び財務諸表等規則第8条第51項の規定による遡及適用、連結財務諸表規則第2条第44号の規定による連結財務諸表の組替え及び財務諸表等規則第8条第52項の規定による財務諸表の組替え並びに連結財務諸表規則第2条第45号及び財務諸表等規則第2条第53項の規定による修正再表示（以下5-12-2において「遡及適用等」という。）は、最近連結会計年度の前連結会計年度及び最近事業年度の前事業年度に係る主要な経営指標等（開示府令第二号様式における記載事項のうち、これらの主要な経営指標等に関連する情報を含む。以下5-12-2において同じ。）について行わなければならないことに留意する。なお、最近連結会計年度の前連結会計年度及び最近事業年度の前事業年度前の主要な経営指標等について遡及適用等を行うことは可能であることに留意する。</u>  <u>ただし、遡及適用等を行った場合には、その旨を注記しなければならない。</u>  <u>開示府令第二号の四様式から第二号の七様式までの「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。</u></p> <p>法第24条の4の7（四半期報告書の提出）関係</p> <p>（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）</p> <p>24の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、<u>5-12-2</u>、5-13、5-14、5-16から5-21、5-23、5-23-2及び5-42は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。</p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）</p> <p>5-12 開示府令第二号様式記載上の注意(25)のaの規定により最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移を記載する場合には、連結財務諸表が作成されている連結会計年度について記載するものとする。また、同様式記載上の注意(25)のa及びbの規定により連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書上の指標を記載する場合には、連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書が作成されている連結会計年度又は事業年度について記載するものとする。開示府令第二号の四様式、<u>第二号の五様式及び第二号の六様式の「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。</u>ただし、第二号の六様式の「統合財務情報」については、同様式記載上の注意により記載しなければならないことに留意する。</p> <p>（新設）</p> <p>法第24条の4の7（四半期報告書の提出）関係</p> <p>（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）</p> <p>24の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-13、5-14、5-16から5-21、5-23、5-23-2及び5-42は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。</p>

法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24の5-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2及び5-42は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。

法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24の5-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-13、5-14、5-16から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2及び5-42は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。